

## 愛知県立一宮商業高等学校部活動に係る活動方針

### 1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施します。
- (2) 部活動に参加することを通して、自活的能力を育むとともに、スポーツ活動や文化活動の担い手として、生涯に渡り主体的に参画できる能力を育てます。
- (3) 技術・競技力の向上を図るだけでなく、生涯教育の一環として、個性の伸長と豊かな人間性を育てます。

### 2 本年度の部活動

#### (1) 本年度設置する部活動

##### ア 運動部(11部)

陸上部、野球部、バスケットボール部、バレーボール部、テニス部(硬式テニス部門、ソフトテニス部門)  
ハンドボール部、ソフトボール部、卓球部、新体操部、弓道部、バドミントン部

##### イ 文化部(9部)

商業部(簿記部門、珠算部門)、ICT部(コンピュータ部門、ワープロ部門)、芸術部(美術部門、手芸部門)、ブラスバンド部、演劇部、茶華道部、写真部、地域貢献部、英語部

#### (2) 活動時間及び日数について

ア 活動時間 **2時間**まで

##### イ 休養日

原則、週休日の少なくとも1日を休養日とします。週休日に公式戦があり、休養日が設けられない場合は、翌週の平日に1日以上休養日を設けます。

ウ 公式戦が近く、練習のため(週休日・平日の)休養日を他(の週休日・平日)へ移動させるには、生徒・保護者から同意を得て行う。

##### エ その他

(ア) 定期考査1週間前(土日を含む)は部活動を行いません。ただし、大会等がある場合は以下のとおりとします。

※考査実施期間の前後2週間内に大会がある場合には、特別練習(平日のみ2時間以内(準備・片付けを含む))を学校指定の様式で校長に申請し許可を得て実施します。

(イ) 夏季休業中の会議・行事を行わない期間、年末年始等の期間は部活動を行いません。ただし、大会等がある場合は以下のとおりとします。

※顧問からの申請に基づき校長が許可したものを実施します。

(ウ) 生徒・保護者から文書で同意が得られた場合のみ、4月から9月及び3月の通常授業の日に午後7時まで延長が認められます。

・これらの期間に実施した日数分の休養日を大会等後に設定します。

#### (3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとします。

ア 高体連、高野連、高文連が主催、共催する大会とします。

イ アの他、顧問からの申請に基づき校長が許可した大会とします(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮し大会等へ連続的に参加することがないよう検討します)。

### 3 部活動運営

#### (1) 安全の確保

余裕を持った活動計画を立て、天候や交通の状況によっては中止することを含めて、安全確保を最優先に活動に取り組みます。※雷が鳴った場合は、鳴り終わってから30分鳴らなかつたら活動再開

#### (2) 体罰等の禁止

全職員が、いかなる理由があっても体罰等は決して許されないと認識を共有し、体罰等のない指導を徹底します。

#### (3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができません。部顧問は、指導に関する基本方針・活動計画(休養日を含む)等を明確にし、生徒並びに保護者へ示します。